

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府会計規則及び京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則 (会計課、医療課)	641
告 示	
○令和 8 年度 3・4 月自衛官の募集 (自治振興課)	642
○落札者の決定 (入札課)	643
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 (〃)	645
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害者支援課)	〃
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止 (〃)	647
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (〃)	648
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (〃)	650

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の廃止 (障害者支援課)	651
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の同意の認定 (水産事務所)	652

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○農地法に基づく利用権の設定に関する裁定 (経営支援・担い手育成課)	653
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	〃
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (南丹土木事務所)	654

公 営 企 業

○京都府公営企業会計規程の一部を改正する規程	〃
------------------------	---

規 則

京都府会計規則及び京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第34号

京都府会計規則及び京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第243条の 2 の 8 第 1 項」を「第243条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

(1) 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第 6 号)第

278条

(2) 京都府病院事業会計規則(昭和54年京都府規則第 19号)第99条

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月24日から施行する。

告 示

京都府告示第460号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和8年度3・4月自衛官の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和8年9月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>
Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）
(電話 (075) 361-5587)
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シェモア河原町1F）
(電話 (075) 221-3266)
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）
(電話 (0773) 23-0416)
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBO ビル202号室）
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験・適性検査（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験・ 適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和8年10月26日 (月)まで(必着)	令和8年11月2日(月) ・令和8年11月3日(火) のいずれか1日	任意の場所	令和8年11月7日(土)	陸上自衛隊桂駐屯地（京都市西京区）

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の24時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

京都府告示第461号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 購入物品の名称及び数量

複写機用紙 (A 3 930箱 (1,395,000枚)、A
4 18,160箱 (45,400,000枚)、B 4 1,820箱
(4,550,000枚)、B 5 440箱 (1,100,000枚))

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 8 年 8 月 28 日

(4) 落札者の名称及び所在地

村上紙業株式会社
京都市右京区西京極南庄境町39番地

(5) 落札金額

61,424,220円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 8 年 1 月 13 日

2 (1) 購入物品の名称及び数量

ア 除雪ドーザ (11トン級ロータリー除雪装置設置
可能機械) 1台

イ 除雪ドーザ (13トン級ロータリー除雪装置設置
可能機械) 1台

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 8 年 8 月 28 日

(4) 落札者の名称及び所在地

日立建機日本株式会社福知山営業所
福知山市長田81-27

(5) 落札金額

ア 47,575,000円

イ 52,239,000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 8 年 7 月 7 日

京都府告示第462号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項及び第53条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人徳洲会	介護老人保健施設	医療法人徳洲会介護老人保健施設第二 宇治徳洲苑	宇治市槇島町石橋153の1	令 8. 8. 1
株式会社イゼン	訪問看護	訪問看護ステーションメディカルレイ ズ宇治	〃 宇治戸ノ内39の6	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃

株式会社W i t h Z E R O 和陽	訪問看護	和陽訪問看護ステーション	亀岡市千代川町今津二丁目12の3	8. 6. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
舞鶴市	訪問看護	かさ訪問看護ステーション	舞鶴市字八田962	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人総心会	〃	医療法人総心会訪問看護ステーション 「ふれあい」	長岡京市天神 1 丁目20の10	〃
志優株式会社	訪問看護	志優訪問看護ステーション	向日市森本町天神森 6 の 4	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社けいあい	訪問看護	みやまき訪問看護ステーション	京田辺市三山木直田37の13 ラーク ヒルズ三山木B棟 1 号室	8. 7. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社ずっと	訪問看護	みつばち訪問看護ステーション京田辺	京田辺市薪西沢12の3 ブルグ敷内 3 号館203号室	8. 8. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社E L L Y T A N G O	訪問看護	紡生訪問看護リハビリステーション	京丹後市峰山町菅267の1	8. 7. 21
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
e - r i s e 株式会社	訪問看護	訪問看護ステーション f o r y o u 木 津	木津川市相楽大徳35の1 第一マー クビル3の3号	8. 8. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
大善サービス株式会社	訪問介護	みらくるジャンプケア	乙訓郡大山崎町円明寺長慶4の1 ジェイズヴィラ 1 階	8. 6. 1
株式会社K - H O M E	〃	訪問介護K - H O M E	宇治市五ヶ庄西川原21の117	8. 8. 1
医療法人伊左治医院	〃	医療法人伊左治医院訪問介護事業所	相楽郡笠置町大字笠置小字隅田17	8. 7. 1
合同会社華彩樹	〃	訪問介護事業所にんにん	〃 〃 〃 小字大野木 2 の11	8. 6. 1
株式会社天祥屋	〃	訪問介護ひとぶらす	亀岡市篠町野条イカノ辻南 1 の 1	8. 7. 1
合同会社かるがも	〃	訪問ステーションかるがも	京田辺市河原西久保田 1 の 1 リバ ーサイドコート106号	〃
合同会社K o m a n o P r i m o	通所介護	アトラス木津川	木津川市城山台10丁目35の5 T K レオンビル203号	8. 6. 1



京都府告示第463号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項及び第115条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人荒木クリニック	訪問介護	荒木クリニックホームヘルパーステーション	舞鶴市字京田小字大角18の 1	令 8. 5. 31
医療法人社団一心会	訪問看護	医療法人社団一心会訪問看護ステーションとくら	宇治市菟道大垣内68の15	8. 6. 30
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ソーシャルケアサポート	訪問看護	訪問看護ステーションあゆみ	木津川市加茂町里中森 1 の 5	8. 6. 28
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ミストラルサービス	訪問看護	訪問看護ステーションミストラル山城	木津川市山城町平尾前田48 富岡ハイツ102号室	8. 8. 31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
K－T E C株式会社	訪問介護	訪問介護K－HOME	宇治市五ヶ庄西川原21の117	8. 7. 31
特定非営利活動法人ウエルス	〃	ヘルパーステーションきずな	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋17の 1 スカイハイツ107号	8. 6. 30
有限会社清水の園サービス	通所介護	清水の園デイサービスセンター	福知山市東羽合町127の 2	8. 7. 31
株式会社イン・ザ・ルーム	福祉用具貸与	イン・ザ・ルーム福知山店	〃 前田1878の49	〃
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉用具販売	〃	〃	〃



京都府告示第464号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社OneStep	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスaile a	城陽市平川中道表1の6	令 8. 3. 1
株式会社ドイ・ルアン	保育所等訪問支援	児童発達支援・放課後等デイサービス チュウヒ	八幡市男山長沢23の15 ナーラ・バ ーン101号室・102号室	〃
ジャパンコペルニクス 株式会社	〃	コペルプラス松井山手教室	京田辺市山手南一丁目3の4 大東 松井山手ビル302号室	〃
株式会社ARAKAWA	放課後等デイサービス	COCORO	南丹市園部町横田2の88 マリッチ 横田102・103	〃
一般社団法人絆	〃	放課後等デイサービスみのり	亀岡市大井町土田二丁目43の5 並 河駅前ビル1階	8. 3. 15
株式会社エデュワーク	〃	エデュワーク千代川	〃 千代川町小川二丁目5の25	8. 3. 19
PROVERB株式会 社	〃	放課後等デイサービスCOCORO宇 治・西小倉教室	宇治市伊勢田町中ノ田49の15	8. 4. 1
一般社団法人子ども発 達総合支援会	〃	放課後等デイサービスミライ	〃 神明宮北22の41	〃
合同会社Base	児童発達支援	Base 並河	亀岡市大井町並河二丁目19の8	〃
〃	放課後等デイサー ビス	〃	〃	〃
〃	居宅訪問型児童発 達支援	〃	〃	〃
合同会社ライクス	児童発達支援	ライクスふたば	亀岡市河原町230の16	〃
〃	放課後等デイサー ビス	〃	〃	〃
株式会社メディケア・ リハビリ	〃	PARC（パルク）じょうよう	城陽市寺田樋尻18の6 2階	〃
株式会社HomeEk olu	児童発達支援	児童発達支援LEPOKIDS	〃 平川山道204の5	〃
〃	放課後等デイサー ビス	放課後等デイサービスLEPOKID S	〃	〃
〃	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援LEPOKIDS	〃	〃
株式会社OHANAR INK	児童発達支援	児童発達支援KOA	城陽市長池里開28の1	〃
〃	放課後等デイサー ビス	放課後等デイサービスNOA	〃	〃
社会福祉法人朔日	児童発達支援	児童発達支援センターmamぐりお乙訓	長岡京市井ノ内朝日寺13の3	〃
〃	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援mamぐりお乙訓	〃	〃
〃	放課後等デイサー ビス	放課後等デイサービスぐりお乙訓	〃	〃
特定非営利活動法人長 岡京障がい福祉療育会	〃	放課後等デイサービスたけのこ天神事 業所	長岡京市天神3丁目6の8号	〃
ヴィケア有限会社	〃	ヴィキッズユース	向日市寺戸町新田1	〃

ヴィケア有限会社	保育所等訪問支援	ヴィキッズユース	向日市寺戸町新田 1	8. 4. 1
〃	居宅訪問型児童発達支援	〃	〃	〃
合同会社WISTERIA	放課後等デイサービス	ASTEP COCORO	向日市寺戸町小畑 9 の 6	〃
株式会社きらきら crew	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービスここここ	〃 上植野町南淀井 8 の 11	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社ポコアポコ	〃	放課後等デイサービスポコアポコ中央教室	京田辺市田辺中央 5 丁目 1 の 11	〃
株式会社ころ	〃	放課後等デイサービスぶるどつく	〃 河原食田 10 の 19 大東田辺ビル 1 階	〃
株式会社Ohana	児童発達支援	児童発達支援おはなランド	京丹後市大宮町周枳 1791 の 4	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社サラス	児童発達支援	児童発達支援五つの輪	向日市寺戸町八反田 8 の 54	8. 5. 1
〃	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援五つの輪	〃	〃
合同会社Catsland	児童発達支援	にゃんこ	京田辺市興戸久保 6 の 1	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
合同会社おとのもり保育園	児童発達支援	児童発達支援事業所ひびきのもり	福知山市長田大野下 2737 の 12	8. 5. 31
〃	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスひびきのもり	〃	〃
株式会社ライフ・サポート樹	〃	児童発達支援事業所 itsuki	八幡市欽明台中央 1 の 1 Genius Square 201 号室	8. 6. 1
一般社団法人AMI	〃	放課後等デイサービス Fleur	長岡京市野添 2 丁目 13 の 7 号	〃
株式会社キャニオン・マインド	児童発達支援	7th Sense 東向日駅前	向日市寺戸町初田 20 の 2 SUB ACO 東向日ビル 102 号	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃



京都府告示第465号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社サニーデイズ	放課後等デイサービス	なないろ	亀岡市余部町清水77の1 YAGIビル2F	令 8. 3. 31
京田辺市	児童発達支援	京田辺市児童デイサービス事業所（ふれあい教室）	京田辺市田辺島本102	〃
社会福祉法人いづみ福祉会	放課後等デイサービス	いづみ児童デイサービスかも第二	木津川市加茂町里南古田156 木津川市役所加茂支所3階	〃
株式会社TOYBOX	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービスウィズ・ユ－八幡男山	八幡市男山泉3の19 松本店舗1階	8. 4. 1
株式会社サラス	〃	児童発達支援五つの輪	向日市寺戸町八反田8の54	8. 6. 30
〃	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援五つの輪	〃	〃



京都府告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社コクリエ	就労継続支援（B型）	コクリエ・ベース	宇治市木幡正中7	令 8. 3. 1
株式会社笑う門には	重度訪問介護	訪問介護笑う門には城陽	城陽市寺田今堀62の3	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
特定非営利活動法人兆し	居宅介護	ヘルパーステーションまごころ	八幡市橋本平野山12の3	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社PLUS	共同生活援助	NOIE	宇治市五ヶ庄寺界道28の8	〃
株式会社imG	〃	ビーBe本館グループホーム	木津川市山城町平尾綾杉河原25の2	〃
合同会社ラブリイ	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型コッセル	京田辺市興戸犬伏17の8 アデストビルLIFE SPACE202号室	8. 3. 29
合同会社sanees	居宅介護	訪問介護まある	宇治市小倉町新田島7の9	8. 4. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
株式会社ライフケア	居宅介護	訪問介護一休京都宇治	宇治市広野町桐生谷25の20 ワイズビレッジ102号室	〃

社会福祉法人同協会	短期入所	社会福祉法人同協会ショートステイたいじゅプラス	宇治市伊勢田町若林61の1	8. 4. 1
社会福祉法人ぶろぼの	自立訓練（生活訓練）	アースカラーズぶろぼの南京都	相楽郡精華町祝園西1の4の2 川井ビル1階	〃
特定非営利活動法人自立支援センターいかるがの郷	就労選択支援	いかるがの郷	綾部市味方町アミダジ12の1	〃
一般社団法人あすへのとびら	就労継続支援（A型）	手と手つないで福知山	福知山市三和町菟原中小字シツケ921	〃
〃	就労継続支援（B型）	〃	〃	〃
合同会社えん	居宅介護	ヘルパーステーションえん	城陽市平川野原39の47	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
有限会社ホワイティ	居宅介護	ケアステーションホワイティ	城陽市市辺小梨間31の8	〃
一般財団法人長岡記念財団	就労選択支援	就労選択支援事業所アイリス	長岡京市神足2丁目3の1 バンビオ1番館7階	〃
株式会社GOATSUPPORT	居宅介護	訪問介護まごのて乙訓	〃 長岡1丁目7の6	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
G r o o o v e 株式会社	居宅介護	訪問介護K o n o H a	京田辺市大住関屋31の4 喜多源第一マンション3の21	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
合同会社ぜろいち	居宅介護	ケアサポートオレンジ	木津川市相楽古川21の6 メゾン・ドゥ・クリヨン105号室	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
株式会社ナカムラ	生活介護	ケアステーション山城プラス	木津川市山城町北河原古屋敷24	〃
〃	共同生活援助	〃	〃	〃
株式会社アップサイクル・ジャパン	生活介護	レジリエンススペース	宇治市槇島町南落合76 グラフィエネ槇島1F	8. 4. 15
〃	自立訓練（生活訓練）	〃	〃	〃
株式会社SOAR	居宅介護	訪問介護SOAR	宇治市五ヶ庄梅林59 ハイネス幸B棟102	8. 5. 1
エイセイ株式会社	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所T a n w a	〃 小倉町山際16の23	〃

合同会社 c o n n e c t g l o b a l	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型事業所「なごみ」	綾部市幸通り西石ヶ坪町 6 の 7	8. 5. 1
有限会社ホワイティ	重度訪問介護	ケアステーションホワイティ	城陽市市辺小梨間 31 の 8	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
株式会社 e - b e s t	就労継続支援（B 型）	e p i c - u p	長岡京市長法寺川原谷 30 の 3	〃
株式会社ハルノワ	〃	就労継続支援 B 型ハルノワ	〃 野添 1 丁目 15 の 5 O N L Y O N E V E I L Ⅲ 号棟	〃
株式会社キャリア L a b .	就労継続支援（A 型）	みんなの和	南丹市日吉町畑郷露越 37	〃
一般社団法人 A n d a n t e	就労継続支援（B 型）	就労継続支援 B 型 c a l m p e a c e	宇治市木幡西浦 34 の 4	8. 5. 20
社会福祉法人向陽福祉 会	〃	E F U D E	乙訓郡大山崎町大山崎鏡田 30 の 1	8. 6. 1
合同会社華彩樹	居宅介護	訪問介護事業所にんにん	相楽郡笠置町笠置大野木 2 の 11	〃
株式会社 L i f e y o u t h	就労継続支援（B 型）	映えラボ京都	長岡京市野添 1 丁目 15 の 5	〃
社会福祉法人向陵会	短期入所	ジョイフル長岡京短期入所事業所	〃 井ノ内朝日寺 11 の 3	〃
〃	自立生活援助	相談支援事業所ソレイユ	〃	〃
〃	共同生活援助	ジョイフル長岡京	〃	〃



京都府告示第 467 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり、指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
医療法人啓信会	居宅介護	医療法人啓信会ヘルパーステーション リエゾン大久保	宇治市大久保町旦椋 10 の 5 梅本ビ ル	令 8. 3. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社コンソナンス	短期入所	ホーミー	木津川市木津南後背 100 の 11	8. 3. 4
株式会社縁	自立訓練（生活訓 練）	ヴィレッジれん	亀岡市宮前町猪倉町ヶ谷 1 の 79	8. 3. 31

社会福祉法人ふきのとう	重度訪問介護	ふきのとう訪問介護事業所あやべ	綾部市岡町長田 3 の 1	8. 3. 31
社会福祉法人与謝郡福祉会	居宅介護	虹ヶ丘ホームヘルパーステーション	与謝郡与謝野町字岩屋600の 3	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	短期入所	長寿苑短期入所生活介護事業所	与謝郡伊根町字六万部小字ヤクシノ上154	〃
〃	〃	ショートステイ岩滝あじさい苑	〃 与謝野町字弓木13の 6	〃
社会福祉法人宮津市社会福祉協議会	居宅介護	社会福祉法人宮津市社会福祉協議会	宮津市字鶴賀2109の 2	〃
一般社団法人APDO	〃	居宅介護支援事業所ひかり	城陽市市辺南垣内 2 の 39	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社ワンチーム	就労移行支援	多機能事業所ONE（ワン）	城陽市枇杷庄鹿背田72 トライアングルプラザ	〃
株式会社ADVANCE FREE	居宅介護	訪問介護和京田辺	京田辺市大住関屋31の 4 喜多源第一マンション 3 の 21	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
社会福祉法人京都梅花園	就労継続支援（A型）	障害者支援施設あびしや	城陽市市辺石原 1 の 2	8. 4. 1
社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会	重度訪問介護	京田辺市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	京田辺市興戸犬伏 5 の 8	〃
株式会社スマイルハート	居宅介護	あさがお介護事業所	亀岡市篠町森上垣内62の 5	8. 4. 30
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃
株式会社チェリッシュスマイルホーム	共同生活援助	チェリッシュスマイル木津	木津川市木津神田 6 の 83	8. 5. 31



京都府告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり、指定一般相談支援事業者から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳩ヶ峰福祉会	地域移行支援	相談支援事業所M a h a l o	八幡市男山金振 6 の 6	令 8. 4. 30
〃	地域定着支援	〃	〃	〃

京都府告示第469号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
京 丹 後 市 区 域	小型合併漁業であって網野地区及び湊地区で営む漁業

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (ア) 京都生活協同組合
京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2
理事長 高倉 通孝
- (イ) 株式会社しまむら
さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
代表取締役 高橋 維一郎

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ京田辺・パースデイ京田辺店
京田辺市花住坂一丁目13番地6ほか

ウ 変更の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	京都生活協同組合 京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2 理事長 畑 忠男 ほか1業者	京都生活協同組合 京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2 理事長 高倉 通孝 ほか1業者	令 7. 6. 17 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	京都生活協同組合 京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2 理事長 畑 忠男 ほか1業者	京都生活協同組合 京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2 理事長 高倉 通孝 ほか1業者		小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

(2) 届出年月日

令和 8 年 8 月 31 日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和 8 年 9 月 18 日から令和 9 年 1 月 18 日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (ア) コーナン商事株式会社
堺市西区鳳東町四丁401番地1
代表取締役 正田 直太郎
- (イ) 株式会社良品計画
東京都文京区後楽二丁目5番1号
代表取締役 清水 智

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン精華台店
相楽郡精華町精華台六丁目2番地

ウ 変更の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁401番地1 代表取締役 正田 直太郎	コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁401番地1 代表取締役 正田 直太郎 株式会社良	令 8. 6. 19	建物設置者の変更のため

		品計画 東京都文京 区後楽二丁 目 5 番 1 号 代表取締役 清水 智			(2) 届出年月日 令和 8 年 8 月 31 日 (3) 縦覧場所 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推 進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課 (4) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 18 日から令和 9 年 1 月 18 日まで (5) 意見書の提出先 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推 進課
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	コーナン商 事株式会社 堺市西区鳳 東 町 四 丁 401 番地 1 代表取締役 正田 直太 郎 ほか 1 業者	コーナン商 事株式会社 堺市西区鳳 東 町 四 丁 401 番地 1 代表取締役 正田 直太 郎 ほか 2 業者		小売業者の出 店のため	



農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった利用権の設定に関し、次のとおり裁定した。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 利用権の設定に関する裁定の概要

利用権の設定を受ける農地			利用権の内容			
所在・地番	地目	面 積	利用計画	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（年額）
木津川市加茂町河原樋用46	田 （野菜）	905.0 ^{m²}	野菜（九条ネギ）を栽培する。	令 8.12. 1	5 年	円 7,785 （2 筆合計）
〃 〃 〃 47	田 （野菜）	652.0				

2 補償金の支払の方法

利用権の始期までに京都地方法務局に補償金を供託する。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
上野碎石株式会社
代表取締役 上野 公教
宮津市京街道210番地の1
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（採石）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
舞鶴市字岡田由里小字下市10365番3ほか（次の図のとおり）

- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
23.6ヘクタール
- 5 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和 9 年 2 月 3 日から令和14年 2 月 2 日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和47年 7 月から令和50年 7 月13日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	舞鶴市字岡田由里及び字志高地内の一部に存する国道175号（次の図のとおり）	場内の 2 段目にタイヤ洗い場を設置する。 タイヤ洗い場から国道までの工事車両道をコンクリート舗装とし、タイヤの汚れを防止する。 汚れがひどい場合は、道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	国道への出口にカーブミラーを設置する。 出入口では、必ず一旦停止し、安全運転に留意するよう、車両運転者への指導を徹底する。
騒音の発生	開発区域の外側50m以内の地域（次の図のとおり）	近接住宅との間に、緩衝帯を設ける。 作業時間を午前 8 時から午後 5 時までとし、低騒音型の建設機械を使用する。
粉じんの発生	〃	破碎機等、粉じんの発生箇所は、建屋や塀等で囲い、適宜散水をして、粉じんの発生抑制をする。 場内通路に適宜散水を行う。
濁水の発生及び土砂の流出	舞鶴市字岡田由里及び字志高地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に沈砂池を設け、場内の排水は各沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈砂池の機能を維持するため定期的にしゅんせつする。
河川水量の増加	〃	場内の排水は、十分な流下能力のある水路に放流する。

- 8 縦覧場所
(1) 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
舞鶴市字浜2020番地
(2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
(3) 舞鶴市産業振興部農林課
舞鶴市字北吸1044番地
(4) 上野碎石株式会社
宮津市京街道210番地の 1
- 9 縦覧期間
令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先
(1) 提出期間
令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで
(2) 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を 8 の縦覧場所において縦覧に供する。）

亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

公 営 企 業

京都府公営企業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第 3 号

京都府公営企業会計規程の一部を改正する規程

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第113条中「第243条の2の8第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。